



平成20年5月15日

各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号  
平和不動産株式会社  
代表取締役社長 金原策太郎  
(コード番号8803)東京・大阪・名古屋市場第一部・福岡・札幌  
問合せ先 執行役員総務部長 佐々木一郎  
TEL 03-3666-0182

### 定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について、平成20年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- ① インターネットの普及を考慮し、より効果的かつ経済的な公告方法である電子公告に変更し、併せてやむをえない事由により電子公告をできない場合の措置を定めるものであります。
- ② 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、単元未満株式の買増制度を導入するものであります。

##### 2. 変更の内容

2ページのとおりであります。

##### 3. 日 程

定款変更を付議する株主総会開催予定日	平成20年6月26日
変更後の定款の効力発生日	平成20年6月26日

以 上

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の<u>公告は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p>第11条～第40条 〈 条文省略 〉</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の<u>公告方法は</u>、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 〈 現行どおり 〉</p> <p>(2) 〈 現行どおり 〉</p> <p>(3) 〈 現行どおり 〉</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第12条～第41条 〈 現行どおり 〉</p>

以 上